［４～16　略］

17　１⑮の欄の添付図面は、次の表に掲げるところにより提出するものとし、同欄の□には、該当する事項にレ印を付けること。

区　　別	添付する図面	内　　容
［略］	［略］	［略］
４　通信設備以外の設備の場合	［略］	［略］

［18　略］

［19　略］

［削る］

［削る］

20　２の欄の設置場所付近の図面は、通信設備以外の設備に限り、その設置場所を中心とした概略半径200メートルの円内の略図に建造物、道路、空地等の状況を示して提出すること（提出する場合には、□にレ印を付けること。）。

21　３の欄は、次の事項を記載すること。

［⑴　略］

⑵　実験を目的とする電力線搬送通信設備又は施行規則第45条に規定する通信設備以外の設備のうち非接触電力伝送装置（以下「実験設備」という。）の場合は、実験に係る計画書を添付する旨記載し、当該計画書に次に掲げる事項を記載すること。

［ア～カ　略］

［⑶　略］

22　［略］

23　［略］

24　６の欄は、電力線搬送通信設備、誘導式通信設備、誘導式読み書き通信設備又は通信設備以外の設備の別を記載すること。

25～30　［略］

［４～16　同左］

17　［同左］

区　　別	添付する図面	内　　容
［同左］	［同左］	［同左］
４　医療用設備、工業用加熱設備又は各種設備の場合	［同左］	［同左］

［18　同左］

［19　同左］

20　１⑱の欄の□には、該当する事項にレ印を付けること。

21　１⑲の欄の□には、該当する事項にレ印を付けること。

22　２の欄の設置場所付近の図面は、医療用設備、工業用加熱設備又は各種設備に限り、その設置場所を中心とした概略半径200メートルの円内の略図に建造物、道路、空地等の状況を示して提出すること（提出する場合には、□にレ印を付けること。）。

23　［同左］

［⑴　同左］

⑵　実験を目的とする電力線搬送通信設備又は施行規則第45条第３号に規定する各種設備（450kHz以下の周波数の電波を使用し、高周波出力が500ワットを超え、かつ、30メートルの距離における磁界強度が$37.1+20\log_{10}\sqrt{\frac{P}{500}}$デシベル（毎メートル１マイクロアンペアを０デシベルとする。）を超えるものに限る。）（以下「実験設備」という。）の場合は、実験に係る計画書を添付する旨記載し、当該計画書に次に掲げる事項を記載すること。

［ア～カ　同左］

［⑶　同左］

24　［同左］

25　［同左］

26　６の欄は、電力線搬送通信設備、誘導式通信設備、誘導式読み書き通信設備、医療用設備、工業用加熱設備又は各種設備の別を記載すること。

27～32　［同左］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。